

平成 23 年 6 月 9 日

各 位

会 社 名 シーシーエス株式会社  
 代表者名 代表執行役社長 米田賢治  
 (JASDAQ・コード6669)  
 問合せ先  
 役 職 経理財務グループマネージャー  
 氏 名 梶原慶枝  
 電 話 075-415-8280

第三者割当による優先株式の発行および「その他資本剰余金」の増加  
 (株式発行と同時の資本金および資本準備金の額の減少) に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 6 月 9 日開催の取締役会において、プレザント・バレー、ヒルクレスト・エルピー、クリアスカイ・エルピー、フラッグシップアセットマネジメント投資組合 40 号 (以下「ファンド」) に対して第三者割当による A 種優先株式を発行し、同時に当該優先株式の払い込み金額の資本金および資本準備金組入に伴う資本金および資本準備金増加分に係るそれぞれの減少に関する決議をいたしましたので、お知らせいたします。

なお、本優先株式の発行に関しましては、平成 23 年 7 月 28 日に開催予定の臨時株主総会において、定款変更および本第三者割当増資に関する各議案の承認が得られることを条件としており、資本金および資本準備金の減少については本優先株式の発行の効力が発生することを条件としています。

定款変更等の内容につきましては、本日付当社プレスリリース「定款の一部変更、臨時株主総会の招集ならびに臨時株主総会の招集のための基準日設定に関するお知らせ」をご参照ください。

記

I. 第三者割当による A 種優先株式の発行

1. A 種優先株式発行の概要

(1) 発行期日	平成 23 年 7 月 29 日
(2) 発行新株式数	5,103 株
(3) 発行価額	1 株につき 196,000 円
(4) 発行価額の総額	1,000,188,000 円
(5) 資本組入額	1 株につき 98,000 円
(6) 資本組入額の総額	500,094,000 円
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により、以下の者に割り当てる。 プレザント・バレー ヒルクレスト・エルピー クリアスカイ・エルピー フラッグシップアセットマネジメント投資組合 40 号
(8) その他	本優先株式の詳細は別紙「シーシーエス株式会社 A 種優先株式発行要項」をご覧ください。

## 2. 優先株式発行の目的および理由

### (1) 資金調達目的

当社は、平成 22 年 12 月 9 日に発表いたしました中期経営計画 ([http://www.ccs-inc.co.jp/s3\\_ir/s\\_02.html](http://www.ccs-inc.co.jp/s3_ir/s_02.html)) に基づき、経営基盤の強化および成長戦略に取り組んでおります。

当社における中期経営計画は、財務体質の改善に加えて、以下に示すとおり①工業用照明事業における No.1 戦略、②新規事業におけるアライアンス戦略、③持続的な成長に向けたインド戦略、を骨子としており、本優先株式の発行により調達する資金は、成長資金として、これらの成長戦略投資に充当するとともに、事業基盤強化の一環としての資本増強を達成するものであります。

#### ①工業用照明事業における No.1 戦略

当社のコア事業は LED の特性を利用した工業用照明事業であり、この市場における顧客ニーズの高度化に対応して、照明の小型化・高出力化、高輝度化を進めた商品ラインナップ拡充を進め、市場における地位の更なる強化に取り組んでおります。今後の市場動向を勘案すれば、国内市場においては UV 領域等への高機能化の進展が見込まれており、更なる商品ラインナップ強化に向けた開発が重要と判断しております。

また、海外市場においては特にアジアを中心とした市場の拡大が見込まれており、現地ニーズに合致した製品開発と営業活動の強化に取り組んでおります。

#### ②新規事業におけるアライアンス戦略

当社の新規事業は「民生・商業用市場への展開」、「アグリ・バイオ領域への展開」「メディカル領域への展開」を 3 本柱とし、他社に先駆けて開発した自然光 LED や従来 LED 領域で蓄積した技術的優位性・ノウハウを武器に戦略展開を進めております。今後のそれぞれの市場における展開を加速するためには、更なる研究開発の推進に加えて、積極的なアライアンスによる営業力の強化が重要と判断しております。

#### ③持続的な成長に向けたインド戦略

特に工業用照明においては中期的に、需要の拡大に加えて日系企業の生産拠点のシフトが進行することに伴い、中国やインドにおける市場の高い成長が見込まれております。当社は、このような市場環境の変化に対応して、インドに新たな開発拠点を確保し、アジアを中心とする需要の拡大に備え、海外における生産拠点の拡充についても進めていく方針です。

### (2) 本優先株式による資金調達を実施する理由

当社は上記「(1)」に示したような、市場環境変化および経営戦略を踏まえ、当社市場株価と既存株主の皆様への株式希薄化ならびに財務戦略のバランスを考慮し、現状の当社の財務状況および財務政策上、金融機関からの借入や社債の発行による負債性の資金調達を実施することは適当ではなく、資本性の資金調達が適当であり、資金調達的手段としては多額の資金を確実に調達できる点から、第三者割当の方法が適当と判断いたしました。また、本優先株式の普通株式への転換は一定期間後に可能とされる、割当先から普通株式を対価とする転換請求が発生した場合に当社が優先株式の一定割合について買戻すことができる、等の希薄化に配慮した設計であること等の理由により、当社にとって最適な資金調達方法であると判断して、本日開催の取締役会において本第三者割当増資を決議いたしました。

以上のとおり、当社が本第三者割当増資の資金調達により、当社の事業戦略を加速しつつ経営基盤の強化を進めることで当社の中期的企業価値の向上を図ることは、既存株主の皆様への利益の拡大に資するものと考えております。

## 3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

### (1) 調達する資金の額（差引手取り概算額）

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,000,188,000 円	10,000,000 円	990,188,000 円

(注) 1. 発行諸費用には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、登記関係費用 4 百万円、臨時株主総会費用 3 百万円、調査費用および価格算定その他発行に係る諸経費 3 百万円を予定しております。

(2) 調達する資金の具体的な使途

当社は、本優先株式発行の手取り概算額 990,188,000 円について、下記の通り充当する予定です。

具体的な使途	支出予定時期および金額（百万円）		合計金額 （百万円）
	平成 23 年 8 月 ～平成 24 年 7 月	平成 24 年 8 月 ～平成 25 年 7 月	
①研究開発投資	220	240	460
・工業用照明の商品開発費用	140	180	320
・新規分野における商品開発費用	80	60	140
②拠点整備および事業展開費用	180	350	530
・開発拠点整備のための費用	80	100	180
・海外市場調査およびアライアンス のための費用	40	150	190
・システム等インフラ整備費用	60	100	160

4. 調達する資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当増資における調達資金については、上記「3. (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の通り、成長資金として研究開発投資と海外市場への事業展開費用への充当を予定しております。

以上の資金調達の有効かつ効果的な使用とともに、既存事業分野における地位の強化、新規事業分野における研究開発加速、海外への事業展開の推進により、当社の中期的な企業価値の向上を図り、その結果、既存株主の皆様の利益拡大に寄与するものと考えており、また、割当先より当社の事業方針や上記の資金使途についても賛同を得ていることから、かかる資金使途は合理的であると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本優先株式の払込金額は、優先株式に対する配当が普通株式と同順位かつ同額となっていること、払込期日から1年間は普通株式を対価とする取得請求権が行使出来ないこと、普通株式を対価とする取得請求権の請求時には当社による現金取得条項が付されていること、普通株式に転換前は議決権を有しないことのほか、ファンドによる当社グループに対するデュー・デリジェンスの結果を踏まえて、当社の経営環境、財務状況、株価の状況等について、ファンドと協議・交渉を経た結果、196,000 円と決定しました。

当社の株価の状況を見ると、過去1ヶ月間の終値平均が195,978 円、過去3ヶ月の終値平均が205,369 円、過去6ヶ月の終値平均が179,606 円であり、本優先株式の払込金額196,000 円は、過去1ヶ月終値平均株価に対してディスカウント無し、過去3ヶ月終値平均株価に対して4.6%のディスカウント、過去6ヶ月終値平均株価に対してディスカウント無しの水準となっております。

また、当社は、本優先株式の払込金額の決定に際して、公正性を期すため、第三者機関である株式会社関西ベンチャーインキュベートに対して本優先株式の価値の算定を依頼しており、当該第三者機関が、一定の前提に基づいて一般的な価値算定モデルである二項モデルを用いて作成した評価報告書を取得しております。なお、同評価報告書によれば本優先株式1株当たりの価値は200,552 円から211,369 円と算定されており、算定された範囲の下限価値からのディスカウント率は2.3%、範囲の上限価値からのディスカウント率は7.3%となります。

以上のとおり、本優先株式の払込金額は、指標として試算した価格および価値からのディスカウント率はいずれも10%未満であり、当社は、その払込金額は特に有利なものではないと判断しておりますが、客観的な市場価格の無い種類株式の価値算定が非常に高度かつ複雑であることから、本優先株式の発行に関しては、平成23年7月28日開催予定の臨時株主総会において特別決議による承認を得ることを条件としております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により発行する優先株式の発行数は 5,103 株（当社普通株式に転換後は 5,103 株、その議決権数は 5,103 個）であり、平成 23 年 6 月 9 日現在の当社発行済株式総数 20,660 株に対して 24.7%となり、本優先株式の転換後には当社普通株式の希薄化が生じます。また、本優先株式には、平成 23 年 10 月 31 日を修正基準日として、普通株式を対価とする取得価額を修正する条項が付されております。修正基準時価は、修正基準日（同日を含む。）までの直近の 30 連続取引日の大阪証券取引所 JASDAQ 市場における当社の普通株式の終値の平均値となっております。本修正基準時価が、当該修正基準日において有効な取得価額を下回った場合、取得価額は、修正基準日の翌日以降、修正基準時価に相当する額に修正されます。但し、修正後取得価額は 156,300 円が下限となっており、普通株式に転換後は最大で 6,397 株（その議決権数は 6,397 株）であり、平成 23 年 6 月 9 日現在の当社発行済株式総数 20,660 株に対して 31.0%となります。

しかしながら当社においては、本第三者割当増資が以下の理由により合理的と考えております。

- ① 当社グループは、新規分野への事業展開による負担の増大に伴い、自己資本比率は平成 21 年 7 月期末 36.95%から平成 22 年 7 月期末には 18.45%となっております。中期的な外部環境要因の変化に耐え、収益構造を安定化させるためには、自己資本を充実させ、財務基盤の強化を図ることが重要な経営課題と考えていること。
- ② 今回の本第三者割当増資で調達した資金により、既存の工業用照明分野および新規事業領域における研究開発を加速することができると判断していること。
- ③ アジアを中心とした工業用照明市場の市場拡大に対応するために必要な、海外における拠点整備やアライアンス等を推進するために必要と判断していること。
- ④ 相当数の当社普通株式の発行による希薄化に配慮して、当社普通株式への転換は、発行から一定期間経過後にのみ行われる設計としていること。また、普通株式への転換前の優先株式は議決権を有しないこと。
- ⑤ 引受人による普通株式への転換請求の際に、一定割合を当社の裁量で現金で取得する条項（現金取得条項）が付されていること。

6. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

① 名 称	クリアスカイ・エルピー	
② 所在地	c/o Walkers Corporate Services Limited, Walker House, 87 Mary Street, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	
③ 設立根拠等	ケイマン諸島免税リミテッド・パートナーシップ法に基づく LPS (Limited Partnership)	
④ 組成目的	上場有価証券等への投資	
⑤ 組成日	平成 19 年 9 月 24 日	
⑥ 出資の総額	1,718,935,000 円	
⑦ 出資者・出資比率・出資者の概要	99.9% クリアスカイ・ファンド・エルピー (ケイマン諸島免税リミテッド・パートナーシップ法に基づく LPS でありクリアスカイ・エルピーの有限責任組合員です。)	
⑧ 業務執行組合員 (General Partner) の概要	名 称	クリアスカイ・カンパニー・リミテッド
	所在地	c/o Walkers Corporate Services Limited, Walker House, 87 Mary Street, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands
	代表者の役職・氏名	ダイレクター ベルネット清美

	事業内容	ファンドの運営・管理
	資本金の額	US \$ 1.00
⑨ 国内代理人の概要	名称	該当なし
	所在地	—
	代表者の役職・氏名	—
	事業内容	—
	資本金の額	—
⑩ 当社との関係等	上場会社 (役員・役員関係者・大株主を含む。)と当該ファンドの関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドへは直接・間接を問わず出資はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの出資者(原出資者を含む。)との間に特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。
	上場会社と業務執行組合員の関係	当社と当該ファンドの業務執行組合員との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執行組合員並びに当該ファンドの業務執行組合員の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。
	上場会社と国内代理人との関係	該当なし

① 名称	ヒルクレスト・エルピー	
② 所在地	c/o Walkers Corporate Services Limited, Walker House, 87 Mary Street, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	
③ 設立根拠等	ケイマン諸島免税リミテッド・パートナーシップ法に基づく LPS (Limited Partnership)	
④ 組成目的	上場有価証券等への投資	
⑤ 組成日	平成 19 年 9 月 24 日	
⑥ 出資の総額	7,298,941,000 円	
⑦ 出資者・出資比率・出資者の概要	99.9% ヒルクレスト・ファンド・エルピー (ケイマン諸島免税リミテッド・パートナーシップ法に基づく LPS でありヒルクレスト・エルピーの有限責任組合員です。)	
⑧ 業務執行組合員 (General Partner) の概要	名称	ヒルクレスト・カンパニー・リミテッド
	所在地	c/o Walkers Corporate Services Limited, Walker House, 87 Mary Street, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands
	代表者の役職・氏名	ダイレクター ダグラス・R・ストリンガー
	事業内容	ファンドの運営・管理
	資本金の額	US \$ 1.00
⑨ 国内代理人の概要	名称	該当なし

	所在地	—
	代表者の役職・氏名	—
	事業内容	—
	資本金の額	—
⑩ 当社との関係等	上場会社 (役員・役員関係者・大株主を含む。)と当該ファンドの関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドへは直接・間接を問わず出資はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの出資者(原出資者を含む。)との間に特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。
	上場会社と業務執行組合員の関係	当社と当該ファンドの業務執行組合員との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執行組合員並びに当該ファンドの業務執行組合員の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。
	上場会社と国内代理人との関係	該当なし

① 名称	プレザント・バレー	
② 所在地	33 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2, Ireland	
③ 設立根拠等	アイルランド会社法に基づく法人	
④ 組成目的	上場有価証券等への投資	
⑤ 組成日	平成19年7月3日	
⑥ 出資の総額	12,139,754,000円	
⑦ 出資者・出資比率・出資者の概要	99.0% プレザント・バレー・カンパニー・リミテッド (ケイマン諸島会社法に基づく免税法人でありプレザント・バレーの株主です。)	
⑧ 業務執行組合員 (General Partner) の概要	名称	該当なし
	所在地	—
	代表者の役職・氏名	—
	事業内容	—
	資本金の額	—
⑨ 国内代理人の概要	名称	該当なし
	所在地	—
	代表者の役職・氏名	—
	事業内容	—
	資本金の額	—

⑩ 当社との関係等	上場会社 (役員・役員関係者・大株主を含む。)と当該ファンドの関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドへは直接・間接を問わず出資はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの出資者(原出資者を含む。)との間に特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。
	上場会社と業務執行組合員の関係	該当なし
	上場会社と国内代理人との間の関係	該当なし

① 名称	フラッグシップアセットマネジメント投資組合 40 号	
② 所在地	東京都港区虎ノ門4丁目1番28号	
③ 設立根拠等	民法に規定する任意組合	
④ 組成目的	上場有価証券等への投資	
⑤ 組成日	平成 23 年 6 月 7 日	
⑥ 出資の総額	23,324,000 円	
⑦ 出資者・出資比率・出資者の概要	業務執行組合員である株式会社フラッグシップアセットマネジメントと、複数の組合員から出資されております。 なお、出資比率、並びに組合員の氏名については、業務執行組合員が組合員に対して守秘義務を負っているため、開示は差し控えていただいております。	
⑧ 業務執行組合員 (General Partner) の概要	名称	株式会社フラッグシップアセットマネジメント
	所在地	東京都港区虎ノ門4丁目1番28号
	代表者の役職・氏名	代表取締役 猪熊 英行
	事業内容	第二種金融商品取引業、投資運用業及び資産の管理・運用に関する総合コンサルティング業
	資本金の額	5,000 万円
⑨ 国内代理人の概要	名称	該当なし
	所在地	—
	代表者の役職・氏名	—
	事業内容	—
	資本金の額	—
⑩ 当社との関係等	上場会社 (役員・役員関係者・大株主を含む。)と当該ファンドの関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドへは直接・間接を問わず出資はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの出資者(原出資者を含む。)との間に特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

	上場会社と業務執行組合員の関係	当社と当該ファンドの業務執行組合員との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執行組合員並びに当該ファンドの業務執行組合員の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。
	上場会社と国内代理人との間の関係	該当なし

※ なお、割当先および主な出資者（以下「割当先関係者」）が暴力団等の反社会的勢力であるか否か、および各割当先関係者が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについては、当社は各ファンドの定款や登記簿等の資料を収集し確認いたしました。加えて、各ファンド関係者に対して直接にヒアリングを行い、各ファンドの資金元である投資家が、国連が発表している反社会的勢力のリストに載っている主体に該当しない旨の報告を受け、さらに各ファンドの紹介者である株式会社アドバンテッジアドバイザーズによる報告も確認することで、割当先および割当先関係者が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社大阪証券取引所に提出しています。

## (2) 割当先を選定した理由

当社は、平成 22 年 12 月 9 日に発表いたしました中期経営計画を実現するべく、経営基盤の強化および成長戦略に取り組んでおります。そのような中で当社の代表執行役社長米田賢治は、投資助言や経営全般に関するコンサルティングを行っている株式会社アドバンテッジアドバイザーズ（以下、「アドバンテッジアドバイザーズ」）と面識を得、同社の複数の上場企業等へのアドバイス実績を知ること、社会的信用力およびアドバイス力ともに信頼できると判断しました。

その後当社は、同社が間接的にサービスを提供しているファンドを割当候補として紹介され、ファンドからのデュー・デリジェンスを受けつつ、紹介されたファンドに対する第三者割当増資の実施に向けた検討を開始しました。

当社では、アドバンテッジアドバイザーズの信頼性に加えて、各ファンドに関する情報を収集し、様々な情報提供やヒアリング等により検討を行った結果「6. (1) 割当先の概要」に記載した 4 社を割当先として選定いたしました。

なお、当社と割当先の間では、当社に対する投資および当社の運営等に関する事項について投資引受契約を締結しており、その概要は以下のとおりです。

### ① 当社の申し入れに基づく本優先株式の（又はその転換後の普通株式）の第三者への譲渡

当社は、割当先に対し、割当先が保有する本優先株式（又は転換後の普通株式）を、当社が指定する第三者に譲渡するよう申し入れることができ、割当先は、当該申し入れが、所定の金額以上であること、かつ、所定の割合以内であること、また、その他条件についての合理的に満足する内容であることを条件に、申し入れに対して真摯に検討しなければならない。

### ② 当社による自己株式の取得としての本優先株式の買取

当社が投資契約上の表明及び保証の違反、又は故意若しくは過失による契約上の義務違反、その他所定の訴訟等が発生し、判明した時点から 10 日の間には是正されない場合、平成 24 年 7 月 28 日までの間、引受人は本優先株式 1 株あたり 196,000 円を対価として、本優先株式の全部又は一部の買取を求めることができ、当社はこれに応じなければならない。

### ③ 当社の遵守事項

当社は、割当先に対して事業計画等所定の書類を提出する義務、新規借入又は既存借入の変更を行う場合等の報告義務を有する。また、当社は、分配可能額が 10 億円未満である場合に配当を行う際は又は配当後の分配可能額が 10 億円未満となる配当を行う際には、事前に割当先の承諾をえなければならない。



#### ④ 取締役候補者 1 名の指名権付与

割当先のうちプレザント・バレーは、同ファンドが当社の株式を保有しなくなるまでの間、当社の取締役候補者 1 名を推薦する権利を有し、当社がかかる取締役候補者を社外取締役として選任する議案を、平成 23 年 7 月 28 日に実施される臨時株主総会およびその後当該取締役の任期が満了する株主総会においても、かかる取締役候補者を社外取締役として選任する議案を上程し、その他必要な手続きを行うものとする。当社は、本取締役選任に係る議案が株主総会で承認されるべく、最大限の努力をする。

#### (3) 割当先の保有方針

当社は、割当先は当社企業価値の向上と最大化を目指すことで得られるキャピタルゲインの獲得（優先株式を普通株式に転換したうえで売却することによる投資資金の回収）を目的として、本優先株式（又は転換後の普通株式）を 3 年から 6 年を目途として保有する方針であるとの説明を割当先のファンドから受けております。

また、当社は割当先との間で本優先株式の払込期日（平成 23 年 7 月 29 日）から 2 年以内に割当株式の全部または一部を譲渡する場合には、譲渡を受ける者の氏名または名称および譲渡株式数等の内容を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を大阪証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する予定であり、割当先からは当該確約書の取得につき内諾を得ております。

#### (4) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

プレザント・バレー、ヒルクレスト・エルピー、クリアスカイ・エルピー、フラッグシップアセットマネジメント投資組合 40 号の各ファンドは、キャピタル・コール型の資金募集形態となっております。

キャピタル・コール型とは、ファンドが設立時に投資家から投資資金の払込についてのコミットメントを取得し、投資の進捗に応じてファンドが投資家にキャピタル・コール（払込要求）を行う形態を言います。投資家は、キャピタル・コールがなされた場合、予め合意された期間内に投資資金をファンドに払込むこととなります。

プレザント・バレー、ヒルクレスト・エルピー、クリアスカイ・エルピーの資金状況につきましては、それぞれの銀行口座残高を確認することにより、本優先株式の割当における払込みに足りる現預金を確認いたしました。

また、フラッグシップアセットマネジメント投資組合 40 号はアドバンテッジアドバイザーズおよび同社グループ企業の役職員を組合員とするファンドであり、平成 23 年 6 月 7 日に組成されたばかりですが、すでにキャピタル・コールを規定する組合契約が締結されている旨の報告を受けております。なお、各ファンドにおける資金元の具体的名称および金額については、各ファンドが資金元に対する守秘義務を負っているため、開示は控えさせていただいております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

(1) 普通株式

募集前（平成 23 年 1 月 31 日現在）		募集後
米田賢治	34.8%	同左
三菱化学株式会社	6.2%	
株式会社サン・クロレラ	2.8%	
サン・クロレラ販売株式会社	2.8%	
シーシーエス従業員持株会	1.7%	
野村信託銀行株式会社（投信口）	1.3%	
大阪証券金融株式会社	1.0%	
米田美鈴	0.9%	
安井由美子	0.9%	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	0.8%	

(2) 本優先株式

募集前	募集後
該当なし	プレザント・バレー 56.2%
	ヒルクレスト・エルピー 33.8%
	クリアスカイ・エルピー 8.0%
	フラッグシップアセットマネジメント投資組合 40 号 2.1%

なお、本優先株式が、発行要項に定められた転換割合（1：1）により当社普通株式に転換された場合の大株主の状況は、以下の通りです。

募集前（平成 23 年 1 月 31 日現在）		募集後
米田賢治	34.8%	27.9%
プレザント・バレー	—	11.1%
ヒルクレスト・エルピー	—	6.7%
三菱化学株式会社	6.2%	5.0%
株式会社サン・クロレラ	2.8%	2.3%
サン・クロレラ販売株式会社	2.8%	2.3%
クリアスカイ・エルピー	—	1.6%
シーシーエス従業員持株会	1.7%	1.4%
野村信託銀行株式会社（投信口）	1.3%	1.0%
大阪証券金融株式会社	1.0%	0.8%
米田美鈴	0.9%	0.7%
安井由美子	0.9%	0.7%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	0.8%	0.6%

## 8. 今後の見通し

本第三者割当増資による業績への影響については、業績およびその他の要因を含めて精査中であり、業績予想の修正が必要と判断される場合には、速やかにお知らせいたします。

(企業行動規範上の手続き)

### ・企業行動規範上の手続きに関する事項

上記のとおり、本優先株式には、当社普通株式を対価とする取得請求権が付与されておりますが、発行要項に定められた当初取得価額によって普通株式へ転換された場合に発行される当社普通株式にかかる議決権は5,103個となり、平成23年6月9日現在の当社の議決権の総数20,660個の24.7%となります。また、本優先株式に付与されている、普通株式を対価とする取得請求権の取得価額の修正条項により、本優先株式が普通株式に転換された場合には、最大6,397個の議決権が付与され、この場合、現在の当社の議決権の総数20,660個の31.0%に相当します。したがって、本第三者割当増資による希薄化率は25%以上となる可能性があることから、大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第2条の定める株主の意思確認手続きを実施することとなります。

具体的には、平成23年7月28日に当社臨時株主総会を開催し、第三者割当増資による本優先株式発行の必要性及び相当性について株主の皆様のご判断をいただくこととなります。

## 9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### (1) 最近3年間の業績(連結)(単位:百万円)

	平成20年7月期	平成21年7月期	平成22年7月期
売上高	5,602	3,608	4,775
営業利益	779	△915	△239
経常利益	765	△950	△253
当期純利益	501	△784	△1,419
1株当たり当期純利益(円)	24,503.52	△38,902.91	△70,987.11
1株当たり配当金(円)	2,000	2,000	2,000
1株当たり純資産(円)	168,493.49	123,241.59	48,278.06

### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成23年6月9日現在)

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	20,660株	100.0%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	5,103株	24.7%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	6,397株	31.0%
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—株	—%

### (3) 最近の株価の状況

#### ① 最近3年間の状況

	平成20年7月期	平成21年7月期	平成22年7月期
始値	345,000円	271,000円	200,100円
高値	350,000円	272,000円	310,000円
安値	175,000円	130,000円	140,000円
終値	268,000円	203,500円	151,800円

② 最近6か月間の状況

	12月	1月	2月	3月	4月	5月
始 値	89,500 円	133,200 円	132,000 円	195,000 円	216,900 円	234,000 円
高 値	175,000 円	150,000 円	221,100 円	285,000 円	284,500 円	248,000 円
安 値	89,500 円	124,000 円	128,100 円	117,000 円	182,000 円	169,000 円
終 値	133,200 円	129,000 円	194,700 円	221,000 円	228,000 円	187,000 円

③ 発行決議日の直前取引日における株価

	平成 23 年 6 月 8 日
始 値	196,000 円
高 値	196,000 円
安 値	192,200 円
終 値	195,000 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況  
該当ありません。

## II. 「その他資本剰余金」の増加（株式発行と同時の資本金および資本準備金の額の減少）

### 1. 株式発行と同時の資本金および資本準備金の額の減少の目的

資本金および資本準備金の減少については、本優先株の発行の効力が発生することを条件として、本優先株の発行により調達する資金を分配可能額である「その他資本剰余金」へと振り替えることにより、より柔軟な資本政策運営を実現します。

### 2. 資本金の額及び資本準備金の額の減少の要領

#### (1) 減少すべき資本金の額

500,094 千円

(なお、同時に本優先株の発行により資本金が 500,094 千円増加いたしますので、効力発生日後の資本金の額が効力発生日前の資本金の額を下回ることはありません。(ご参考：平成 23 年 1 月 31 日時点の資本金は、461,250 千円))

#### (2) 減少すべき資本準備金の額

500,094 千円

(なお、同時に本優先株の発行により資本準備金が 500,094 千円増加いたしますので、効力発生日後の資本準備金の額が効力発生日前の資本準備金の額を下回ることはありません。(ご参考：平成 23 年 1 月 31 日時点の資本準備金は、576,550 千円))

#### (3) 資本金および資本準備金の額の減少の方法

会社法第 447 条第 3 項および会社法第 448 条第 3 項に基づく株式発行と同時の資本金および資本準備金の額の減少の手続きによります。

### 3. 資本金の額及び資本準備金の額の減少の日程

平成 23 年 6 月 9 日	本取締役会決議
平成 23 年 6 月 28 日	法定公告掲載日 (予定)
平成 23 年 7 月 28 日	債権者異義申述最終期日 (予定)
平成 23 年 7 月 29 日	効力発生日 (予定)

#### 4. 今後の見通し

資本金および資本準備金の額の減少は、純資産の部における資本金および資本準備金を、その他の剰余金の勘定とする振替処理であり、当社の純資産額に変動は無く、業績に与える影響もありません。

また、本振替処理は、本優先株式発行により払込まれた資金の範囲で行われるため、減資および減準備金の効力発生日前と比べて資本金および資本準備金は減少しません。

以 上

(別紙)

## シーシーエス株式会社A種優先株式発行要項

1. 株式の名称  
シーシーエス株式会社 A 種優先株式 (以下「A 種優先株式」という。)
2. 募集株式の数  
5,103 株
3. 募集株式の払込金額  
1 株につき 196,000 円
4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
増加する資本金の額 500,094,000 円 (1 株につき、98,000 円)  
増加する資本準備金の額 500,094,000 円 (1 株につき、98,000 円)
5. 払込金額の総額  
1,000,188,000 円
6. 申込期日  
平成 23 年 7 月 29 日
7. 払込期日  
平成 23 年 7 月 29 日
8. 発行方法  
第三者割当の方法により、以下の者に以下の通り割り当てる。

Pleasant Valley	A 種優先株式 2,866 株
Hillcrest, L.P.	A 種優先株式 1,723 株
Clear Sky, L.P.	A 種優先株式 406 株
フラッグシップアセットマネジメント投資組合 40 号	A 種優先株式 108 株
9. 剰余金の配当  
当社は、平成 23 年 8 月 1 日に開始する事業年度以降の各事業年度において、普通株式を有する株主 (以下「普通株主」という。) 又は普通株式の登録株式質権者 (以下「普通登録株式質権者」という。) に対して剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された A 種優先株式を有する株主 (以下「A 種優先株主」という。) 又は A 種優先株式の登録株式質権者 (以下「A 種優先登録株式質権者」という。) に対し、A 種優先株式 1 株につき、普通株式 1 株当たりの配当額に基準日交付株式数 (以下に定義する。) を乗じた額 (計算の結果 1 円未満の端数が生じた場合には、当該端数は切り捨てる。) の剰余金の配当を、普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当と同順位にて行う。なお、当社は、A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対して、平成 23 年 7 月 31 日に終了する事業年度に係る剰余金の配当を行わない。  
「基準日交付株式数」とは、上記剰余金の配当に係る基準日において下記 12. に定める株式を対価とする取得請求を行なった場合に A 種優先株式 1 株の取得と引換えに A 種優先株主に交付される普通株式の数をいう。
10. 残余財産の分配  
当社は、残余財産を分配するときは、A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A 種優先株式 1 株につき 196,000 円を支払う。A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。
11. 議決権  
A 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。
12. 普通株式を対価とする取得請求権  
A 種優先株主は、平成 24 年 7 月 29 日以降平成 29 年 7 月 28 日 (同日を含む。) までの間 (以下「取得請求期間」という。) いつでも、法令の定める範囲内において、当会社に対して、次に定める数の普

通株式（以下「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有する A 種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社は、当該請求に係る A 種優先株式を取得するのと引換えに、請求対象普通株式を、当該 A 種優先株主に対して交付するものとする。但し、取得請求の日において、請求対象普通株式数が、当社の発行可能普通株式総数から発行済普通株式数を控除して得られた株式数を上回る場合には、当社は、当該株式数の範囲内において、A 種優先株主に対して交付する普通株式の数が最大となるように、取得請求された A 種優先株式の数に応じた比例按分その他当社の取締役会が決定する方法により、当該取得請求に係る A 種優先株式の一部を取得する。なお、かかる方法に従い取得されなかった A 種優先株式については、取得請求がなされなかったものとみなす。

(1) A 種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A 種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係る A 種優先株式の数に 196,000 円を乗じて得られる額を、下記(2)乃至(4)で定める取得価額で除して得られる数（以下「転換時交付株式数」という。）とする。なお、A 種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、会社法第 167 条第 3 項に従い、これを切り捨てた上同項に定める金銭（以下「転換時交付金額」という。）を A 種優先株式の取得を請求した A 種優先株主に交付するものとする。

(2) 当初取得価額

取得価額は、当初、196,000 円（以下「当初取得価額」という。）とする。

(3) 取得価額の修正

平成 23 年 10 月 31 日（以下「修正基準日」という。）において、修正基準時価（以下に定義される。）が当該修正基準日において有効な取得価額を下回った場合、取得価額は、修正基準日の翌日以降、修正基準時価に相当する額に修正される（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。但し、修正後取得価額が 156,300 円（但し、下記(4)に規定する事由が生じた場合、下記(4)に準じて調整されるものとし、以下「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。

「修正基準時価」は、修正基準日（同日を含む。）までの直近の 30 連続取引日（以下、本(3)において「修正基準時価算定期間」という。）の大阪証券取引所 JASDAQ 市場における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）とする。なお、修正基準時価算定期間中に下記(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値の平均値は下記(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

(4) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額（下限取得価額を含む。以下同じ。）を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- ③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(4)において同じ。）の取得と引換えに普通株式が交付される場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下同じ。）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{（発行済普通株式数－当社が保有} \\ \text{する普通株式の数）} \end{array} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\begin{array}{l} \text{（発行済普通株式数－当社が保有する普通株式の数）} \\ \text{+ 新たに発行する普通株式の数} \end{array}}$$

- ④ 当社に取得させることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
- ⑤ 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、当社又は当社の子会社の取締役、



監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社は A 種優先株主及び A 種優先登録株式質権者に対して、取得価額の調整を行う旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を書面によりあらかじめ通知した上、取締役会が上記(a)に準じた調整として合理的と判断する方法により、必要な取得価額の調整を行うものとする。
- ① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
  - ② 取得価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
  - ③ その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由等により、当社が取得価額の調整を必要と認めるとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式 1 株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 連続取引日の大阪証券取引所 JASDAQ 市場における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が 1 円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(5) 取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所

大阪市中央区伏見町三丁目 6 番 3 号

三菱 UFJ 信託銀行株式会社

- (6) 取得請求をしようとする A 種優先株主は、当社の定める取得請求書に、当該取得請求に係る A 種優先株式を表示し、その他必要事項を記載した上、取得請求期間中に上記(5)に記載する取得請求受付場所に提出しなければならない。
- (7) 取得の効力は、取得請求書が上記(5)に記載する取得請求受付場所に到着した日の 25 日後（以下「取得日」という。）に発生し、当社は、A 種優先株式を取得し、当該取得請求をした A 種優先株主は、当社がその取得と引換えに交付すべき普通株式の株主となる。但し、取得日（同日を含まない。）までに下記 15.(1)に定める買戻日が到来した場合には、上記(6)に定める取得請求書記載の取得請求に係る A 種優先株式のうち、下記 15.(1)に定める現金取得通知記載の取得する A 種優先株式については、本項に定める取得請求権に基づく取得の効力は発生しない。
- (8) 当社は、上記(7)に記載する取得の効力発生後、当該取得請求をした A 種優先株主に対して、当該 A 種優先株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

13. 金銭を対価とする取得請求権

A 種優先株主は、当社普通株式が日本のいずれかの金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所をいう。）において上場廃止が決定されたとき又は平成 28 年 7 月 29 日以降平成 29 年 7 月 28 日（同日を含む。）までの間、いつでも、法令及び分配可能額の範囲内において、当社に対し、金銭の交付と引換えに、その有する A 種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社は、当該請求に係る A 種優先株式 1 株を取得するのと引換えに、196,000 円の金銭を当該 A 種優先株主に対して交付する。但し、分配可能額を超えて A 種優先株主か

ら本項に基づく A 種優先株式の取得請求がなされた場合には、当社は、分配可能額の範囲内において、取得請求された A 種優先株式の数に応じた比例按分その他当社の取締役会が決定する方法により、当該取得請求に係る A 種優先株式の一部を取得する。なお、かかる方法に従い取得されなかった A 種優先株式については、取得請求がなされなかったものとみなす。

#### 14. 普通株式を対価とする取得条項（強制転換条項）

- (1) 当社は、取得請求期間中に取得請求のなかった A 種優先株式の全部を、取得請求期間の末日の翌日（以下「強制取得日」という。）をもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、かかる A 種優先株式を取得するのと引換えに、A 種優先株主に対して、その有する A 種優先株式の数に 196,000 円を乗じて得られる額を、下記(2)に定める強制取得価額で除して得られる数の普通株式を交付するものとする。なお、A 種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、会社法第 234 条に従ってこれを取扱う。
- (2) 上記(1)に定める強制転換の場合における取得価額は、強制取得日に先立つ 5 連続取引日（以下「強制取得価額算定期間」という。）の大阪証券取引所 JASDAQ 市場における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日を除く。円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）とする（以下「強制取得価額」という。）。なお、強制取得価額算定期間中に上記 12.(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値の平均値は上記 12.(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。
- (3) 当社は、取得の効力発生後、A 種優先株主に対して、当該 A 種優先株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

#### 15. 金銭を対価とする取得条項（現金取得条項）

- (1) 当社は、上記 12.に定める普通株式を対価とする取得請求をしようとする A 種優先株主が上記 12.(6)に定める必要事項を記載した取得請求書を上記 12.(5)に定める取得請求受付場所に提出した場合に限り、当社の取締役会が別途定める日（以下「買戻日」という。）の少なくとも 15 日前までに、A 種優先株主及び A 種優先登録株式質権者に対して、当該取得請求の対象となっている A 種優先株式の全部又は一部を取得する旨並びに買戻日、取得する A 種優先株式の数及びその他必要な事項を書面により通知（以下「現金取得通知」という。）及び公告することにより、買戻日の到来をもって、法令及び分配可能額の範囲内において、当該取得請求の対象となっている A 種優先株式の全部又は一部（但し、上記 2.に定める募集株式の数の 60%に相当する数（累計）を上限とする。）を取得することができるものとする。当社は、A 種優先株式を取得するのと引換えに、A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対して、下記(2)に定める買戻し基準時価に上記 12.(1)に定める転換時交付株式数を乗じ、さらに上記 12.(1)に定める転換時交付金額を加算した金額に相当する金銭を交付するものとする。
- (2) 買戻し基準時価とは、現金取得通知の日に先立つ 30 連続取引日（以下「買戻し基準時価算定期間」という。）の大阪証券取引所 JASDAQ 市場における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日を除く。円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）とする。但し、買戻し基準時価が取得価額の 2.2 倍を超える場合は取得価額の 2.2 倍相当額とする。なお、買戻し基準時価算定期間中に上記 12.(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値の平均値は上記 12.(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

#### 16. 金銭を対価とする取得条項（強制償還条項）

平成 24 年 7 月 29 日以降、当社は、ある 90 連続取引日の大阪証券取引所 JASDAQ 市場における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日を除く。円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）が、A 種優先株式の取得価額の 2.2 倍を超えた場合、いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）の少なくとも 35 日前に、A 種優先株主及び A 種優先登録株式質権者に対して、A 種優先株式の全部又は一部を取得する旨並びに強制償還日、取得する A 種優先株式及びその他必要な事項を書面により通知及び公告することにより、強制償還日の到来をもって、法令及び分配可能額の範囲内において、A 種優先株式の全部又は一部を

取得することができるものとし、当社は、A 種優先株式を取得するのと引換えに、A 種優先株式 1 株につき、196,000 円の金銭を A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対して交付するものとする。

17. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

18. その他

上記各項は、平成 23 年 7 月 28 日開催予定の当社臨時株主総会において A 種優先株式の発行に必要な定款変更が承認されること及び各種法令に基づき必要な手続が完了していることを条件とする。

以 上